磁性体の航空輸送について



磁性体を航空輸送する場合、通常の梱包では磁気が漏洩し航空計器に影響を及ぼす恐れがあるため、国際空輸協会(IATA)基準ではこうした磁性体をその他の有害物質(※)と定義しており、磁気漏れ対策を充分に行った梱包状態で輸送する必要があります。

(※)《国連番号:UN2807 磁性物質(Magnetized material)は第 9 分類(クラス 9)の危険物》

弊社では「IATA 危険物規則書」に準拠したシールド梱包を有償にて承っており、当該梱包品にはハンドリングラベルを貼付し、IATA 判定書を作成致しております。

ご希望のお客様は弊社営業所までお気軽にお問い合わせ、お見積り依頼ください。

なお、永久磁石を用いた磁気選別機など、大型・重量品の航空輸送梱包には対応できませんので、予めご承知ください。

《IATA 危険物規則書・包装基準 953(旧 902)の定義》

区分	定義	梱包上の注意
一般貨物	航空輸送の為に包装された磁性物件の表面	通常の輸送梱包
	上の任意の点から 2.1mの距離において、	
	0.002Gauss 未満、または磁気コンパスの振	
	れが2度未満の物件	
磁性物質	航空輸送の為に包装された磁性物件の表面	磁気漏れ対策を施した梱包に
	上の任意の点から 4.6mの距離において、	Magnetized material の文言
	0.00525Gauss 未満または磁気コンパスの振	及び IATA ハント゛リンク゛ラヘ゛ル
	れが2度未満の物件	№UN2807 の貼付が必要